

熊本県留学生誘致支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、世界と熊本をつなぐ架け橋となる留学生を積極的に受け入れ、世界の中で熊本の認知度を高め、世界の中で輝く熊本を目指すため、留学生誘致に資する事業を行う一般社団法人大学コンソーシアム熊本に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年7月23日規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、一般社団法人大学コンソーシアム熊本とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象経費、これに対する補助限度額及び補助率は、次の表に定めるところとする。

補助対象経費	補助限度額	補助率
次の各号に係る留学生誘致に資する事業に対する当該年度に必要な人件費、委託費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料及びその他知事が必要と認める経費。 (1) 留学生のためのワンストップ窓口の運営 (2) ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用した留学生ネットワークの運営 (3) 留学生への就職支援 (4) ターゲットを絞った効果的な情報発信	3,000千円	3分の1以内

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助金の額又は内容の変更(軽微な変更を除く。)とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業変更計画書(別記第6号様式)

(2) 変更後の収支予算書(別記第7号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の交付決定額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第8号様式)により、補助金の交付決定額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定により一般社団法人大学コンソーシアム熊本は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書(別記第11号様式)

(2) 収支精算書(別記第12号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第13号様式)によるものとする。

(補助金の請求等)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第14号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、別記第15号様式によるものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第4条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 虚偽の申請により交付決定を受けたとき。

(2) 事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(3) 申請及び実績報告の内容と事実が異なり、補助金の交付の趣旨を著しく逸脱するとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第13条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年10月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)3月16日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日

熊本県知事 様

〒
住所

申請者

代表者名

熊本県留学生誘致支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり熊本県留学生誘致支援事業を実施したいので、熊本県留学生誘致支援事業補助金 金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県留学生誘致支援事業補助金交付要項第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式（第4条関係）

事業計画書

1 事業の概要

2 事業の内容及び経費の内訳

事業の内容	県補助所要額	事業に要する経費	経費の内訳

3 事業着手・完了予定年月日

年 月 日着手予定
年 月 日完了予定

別記第3号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額
県補助金	
市町村費	
その他	
計	

2 支出の部 (単位：円)

区 分	予 算 額
事業に要 する経費	
内 訳	

別記第4号様式（第5条関係）

年 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

熊本県留学生誘致支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました熊本県留学生誘致支援事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

（補助の条件）

- 1 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けてください。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けてください。
- 3 熊本県補助金等交付規則及び熊本県留学生誘致支援事業補助金交付要項の規定を遵守してください。

別記第5号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

〒
住所

申請者

代表者名

熊本県留学生誘致支援事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった熊本県留学生誘致支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県留学生誘致支援事業補助金交付要項第6条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円
（うち前回までの申請金額 金 円）

2 計画変更の理由

3 添付書類

- (1) 事業変更計画書（別記第6号様式）
- (2) 変更後の収支予算書（別記第7号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

別記第6号様式（第6条関係）

事業変更計画書

1 事業の概要

2 事業内容及び経費の内訳

区分	事業の内容	県補助 所要額	事業に要 する経費	経費の内訳
変更前				
変更後				

3 事業着手・完了予定年月日

年 月 日着手予定
年 月 日完了予定

別記第7号様式（第6条関係）

変更後の収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額
県補助金	
市町村費	
その他	
計	

2 支出の部 (単位：円)

区 分	予 算 額
事業に要 する経費	
内 訳	

別記第8号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

熊本県留学生誘致支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました熊本県留学生誘致支援事業補助金の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記の条件を付けて熊本県留学生誘致支援事業補助金 金 円（前回までの交付決定額金 円）に変更することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

（補助の条件）

- 1 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けてください。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けてください。
- 3 熊本県補助金等交付規則及び熊本県留学生誘致支援事業補助金交付要項の規定を遵守してください。

別記第9号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

熊本県留学生誘致支援事業補助金計画変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました熊本県留学生誘致支援事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第10号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

〒
住所
代表者名

熊本県留学生誘致支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき、熊本県留学生誘致支援事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県留学生誘致支援事業補助金交付要項第9条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

（添付書類）

- 1 事業実績書（別記第11号様式）
- 2 収支精算書（別記第12号様式）
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記第 1 1 号様式（第 9 条関係）

事 業 実 績 書

1 事業実績の概要

2 事業実績

事業の内容	県補助額	事業に要した経費	経費の内訳

3 事業着手・完了年月日

年 月 日着手
年 月 日完了

別記第12号様式（第9条関係）

収 支 精 算 書

1 収入の部 （単位：円）

区分	年度予算額	年度決算額	比 較	
			増	減
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

2 支出の部 （単位：円）

区分	年度予算額	年度決算額	比 較	
			増	減
事業に要した経費				
内 訳				

別記第13号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

熊本県留学生誘致支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました熊本県留学生誘致支援事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第14号様式（第11条関係）

熊本県留学生誘致支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった熊本県留学生誘致支援事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県留学生誘致支援事業補助金交付要項第11条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

【口座振替払】

金融機関名	銀行	支店
口座種別	1 普通 2 当座	いずれかに○
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

年 月 日

〒
住所
代表者名

熊本県知事 様

別記第15号様式（第11条関係）

熊本県留学生誘致支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった熊本県留学生誘致支援事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県留学生誘致支援事業補助金交付要項第11条第2項の規定により請求します。

記

請求額 金 円

【口座振替払】

金融機関名	銀行	支店
口座種別	1 普通 2 当座	いずれかに○
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

【概算払を必要とする理由】

年 月 日

〒
住所
代表者名

熊本県知事

様

